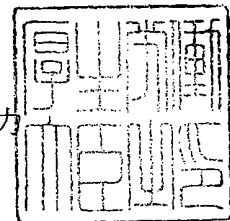




厚生労働省発食安第0723001号
平成16年7月23日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

魚介類等に含まれるメチル水銀について

平成16年7月23日

厚生労働省医薬食品局食品安全部

中垣 基準審査課長

担当:近藤(内線2488)、浦上(内線2489)

魚介類等に含まれるメチル水銀に係る食品安全委員会への 食品健康影響評価依頼について

1. 「魚介類等に含まれるメチル水銀に係る妊婦等を対象とした摂食に関する注意事項」（平成15年6月3日公表）の見直しの検討に当たり、本日、食品安全基本法第24条第3項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼しましたのでお知らせします。
2. 魚介類等に含まれるメチル水銀について
 - 平成15年6月、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品・毒性合同部会の意見を聴いて、サメ、メカジキ、キンメダイ、クジラ類の一部について、妊婦等を対象とした摂食に関する注意事項を公表。
 - FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）は、一般集団に対しては、従来の評価を適用することを再確認した上で、胎児や乳児がより大きなリスクを受けるのではないかとの懸念から、平成15年6月中旬、メチル水銀の再評価を実施。
 - 米国、英国、カナダ、豪州等においても一定の魚類について、妊婦等を対象とした摂食の注意事項を公表。なお、対象者の範囲は必ずしも一致していない。
 - 今般、魚介類に含まれるメチル水銀に係る摂食に関する注意事項の見直しに当たり、メチル水銀の耐容摂取量の設定を依頼するもの。あわせて、ハイリスクグループについても議論を要望。
3. 食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受け、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会において魚介類等に含まれるメチル水銀に係る妊婦等を対象とした摂食に関する注意事項の見直しについて検討することとしています。
4. なお、以上のような状況について正確な御理解をお願いするとともに、報道等に当たっては、風評被害が生じることのないよう御配慮方お願いします。

※食品安全基本法（抄）

（委員会の意見の聴取）

第二十四条 （第1項及び第2項 略）

- 3 第一項に定めるもののほか、関係各大臣は、食品の安全性の確保に関する施策を策定するため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができる。

平成16年7月「水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項」の見直しに当たっての食品安全委員会への食品健康影響評価依頼について（Q&A）

問1 何故、この時期にメチル水銀のリスク評価を食品安全委員会に依頼するのですか。

答

- 1 平成15年6月、メチル水銀の毒性に関する資料、魚介類中の水銀濃度に関するデータ等に基づき、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品・毒性合同部会（以下「合同部会」という。）において審議を行い、妊婦等を対象に水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項を公表したところです。
- 2 その後、国際専門家会議（JECFA）において、発育途上の胎児を十分に保護するため、暫定的耐容週間摂取量（PTWI） $3.3\mu\text{g}/\text{kg}$ が $1.6\mu\text{g}/\text{kg}$ に引き下げられ、また、平成16年3月には、米国、英国、アイルランド、オーストラリア及びEUにおいて、妊婦等への注意事項の発出あるいは改正が行われました。このようなことにかんがみ、前回の検討から1年が経過した現在、注意事項の見直しの検討を行うこととし、食品安全委員会にリスク評価（食品健康影響評価）を依頼したものです。

問2 今回の注意事項の見直しについて、今後の予定はどのようになりますか。

答

- 1 魚介類中に含まれるメチル水銀については、7月23日、食品安全委員会にリスク評価を依頼しました。
- 2 厚生労働省としては、食品安全委員会における議論と並行して、8月中旬にも、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会（以下「部会」という。）において注意事項の見直しについて検討を開始することとしています。あわせて、リスクコミュニケーションに努めたいと考えており、9月を目途に意見交換会を実施したいと考えております。

問3 今回、厚生労働省が食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼した事項は何ですか。

答

- 1 今回のメチル水銀のリスク評価に当っては、通常、食品安全委員会に依頼している耐容量の設定に加え、ハイリスクグループ（健康への悪影響を受けやすいグループ）についても議論することを要望しました。

- 2 これは、各国の注意事項を見ると、その対象者が妊婦のみである場合、授乳中の母親や乳幼児、小児も対象に含まれる場合など、必ずしも一致していないためです。
- 3 なお、我が国では、平成15年の合同部会における審議においては、母乳を通じた健康影響は無視できるとの意見を踏まえ、授乳中の母親については注意事項の対象とはしませんでした。また、乳幼児等もその対象としていません。

問4 現在議論されているメチル水銀の健康影響とはどのようなものですか。

答

メチル水銀は、非常に高いレベルでは水俣病などが報告されていますが、現在議論されているような低レベルで懸念される影響は感受性の高い胎児に対するものです。しかし、このレベルを超えたからといってすぐに明確に症状として現れるようなものではなく、様々な精密な検査によってはじめて検出されるようなもので、通常の社会生活をおくる上で支障をきたすようなものではないと報告されています。

問5 今回の注意事項の見直しでは、マグロについても注意事項の対象になるのですか。

答

- 1 マグロについては、平成15年6月の合同部会において、いろいろなマグロに含有される水銀濃度、国民栄養調査から特別集計した我が国におけるマグロの摂食状況等について検討された結果、マグロの摂食を通じた水銀による健康影響は想定しがたいと評価されたため、注意事項の対象とはされませんでした。（平成15年6月3日に公表した「水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項」について（Q&A）問15参照）
- 2 しかしながら、マグロについては全体の消費量も多いことから、今回の見直しの検討においても議論の対象となると考えています。

問6 メチル水銀による影響を考えると、魚介類は食べない方がよいのですか。

答

魚介類は一般にヒトの健康に有益です。例えば、平成11年度漁業白書にも、「魚介類の脂質には、生活習慣病の予防や脳の発育等に効果がある高度不飽和脂肪酸のエイコサペンタエン酸（EPA）やドコサヘキサエン酸（D

HA)が多く含まれることが知られるようになってきている。また、魚介類や海藻類が、カルシウムをはじめとする各種の微量栄養素の重要な摂取源になっていることがあらためて見直されている。」と記載されています。

妊婦等にあつては、一定の注意が必要であると考えていますが、それ以外の方については、現段階で魚介類の水銀による健康への悪影響が懸念されるような状態ではないと考えています。

(参考：水産物の栄養面での特徴（平成11年度漁業白書より抜粋）)

水産物に含まれる成分と機能

エイコサペンタエン酸（EPA）、ドコサヘキサエン酸（DHA）

魚類、特にいわし、まぐろなど海産魚の脂質に多く含まれる脂肪酸の一種です。血栓を防ぐとともに血中のLDL（悪玉）コレステロール値を低下させ、脳梗塞、心筋梗塞などの血管障害を予防するほか、アレルギー反応を抑制する作用などがあります。さらに、DHAは、脳神経系に高濃度で分布し、情報の伝達をスムーズにするほか、脳の発育や視力の向上に関与しています。

タウリン

たこ、いか、貝、えび、かに類などに多く含まれているアミノ酸の一種です。生活習慣病予防物質として注目されており、動物実験により高血圧の下降、血液中のコレステロールの低下など多くの生理作用が確認されています。

アスタキサンチン

さけ、いくら、たい、えびなどの赤橙色の色素です。ビタミンEを上回る抗酸化作用を持つことが明らかにされており、活性酸素^{注)}の作用による諸疾患を抑制することなどが期待されています。

注：活性酸素：呼吸により体内に取り入れられた酸素がエネルギーを生み出す過程でつくられる他の分子と結合しやすい状態の酸素分子。殺菌、解毒等の作用を持つ一方、老化、発がん、腎障害、動脈硬化、白内障などの促進にかかわる。

